

消防危第 296 号
平成 22 年 12 月 24 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁危険物保安室長
(公 印 省 略)

移動タンク貯蔵所等に対する立入検査結果について

移動タンク貯蔵所による危険物の移送及び車両による危険物の運搬の安全確保については、日頃から御努力いただき感謝申し上げます。

さて、平成 22 年 8 月 17 日付け消防危第 177 号により、平成 22 年 10 月 1 日から同年 10 月 31 日までの期間を中心に実施をお願いした移動タンク貯蔵所等に対する立入検査の実施結果について、別添 1 のとおりまとめましたので送付します。

これによりますと、移動タンク貯蔵所等における基準不適合等車両の割合は 17.15% (前年 18.14%) であり、昨年と比較し 0.99 ポイント減少したものの、依然高い水準にあります。

なかでも、移動タンク貯蔵所における立入検査の重点項目として挙げている定期点検に係る義務違反は 1,254 件 (前年 1,494 件) であり、昨年と比較し 240 件減少したものの、他の項目に比べて非常に多く、憂慮される状況です。

従前から移動タンク貯蔵所に対する指導については、「移動タンク貯蔵所に係る消防法の一部改正等に伴う立入検査及び命令の運用について」(昭和 61 年 12 月 26 日付け消防危第 120 号)により御尽力いただいているところですが、今回の立入検査の結果を踏まえ、別記「危険物の移送等における保安確保のための留意事項」を考慮した指導をしていただくようお願いいたします。

都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村等に対してもこの旨周知していただくようお願いいたします。

また、この結果については、別添 2 のとおり(社)全日本トラック協会、日本貨物運送協同組合連合会及び日本危険物物流団体連絡会にも通知し、注意喚起をしていますので参考として添付します。

なお、本通知は消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

連絡先	消防庁危険物保安室 危険物指導調査係
担 当	玉越、芳賀沼
電 話	03-5253-7524 (直通)
F A X	03-5253-7534

移動タンク貯蔵所等の立入検査結果

1 総括表

実施場所	実施消防機関数	実施場所数	移動タンク貯蔵所								危険物運搬車両			警察機関との協力状況
			実施車両数		不適合車両数		無許可車両数		不適合等車両数		実施車両数	不適合車両数	認識状況不良車両数	
			うち他行政庁	(a)	うち他行政庁	(b)	うち他行政庁	(a+b)	うち他行政庁					
道路上	618	880	2,151	1,267	521	283	7	3	528	286	473	71	2	有 873 無 7
常置場所	433	5,212	13,068	84	2,056	4	29	0	2,085	4				
危険物の積卸し場所	67	188	811	162	82	18	0	0	82	18	92	16	0	
その他	259	807	7,544	42	1,378	13	3	0	1,381	13	182	8	0	
合計	※ 782	7,087	23,574	1,555	4,037	318	39	3	4,076	321	747	95	2	

備考 1 実施場所の区分において、走行中の車両を道路に接した空地等に誘導して立入検査を実施した場合は、「道路上」での実施の区分とした。

実施場所の「その他」とは、道路上、常置場所及び危険物の積卸し場所以外の場所をいう。

2 「不適合車両」とは、移動タンク貯蔵所にあつては貯蔵及び取扱いの技術上の基準、位置、構造及び設備の技術上の基準並びに移送の基準等に関し、危険物運搬車両にあつては運搬の基準に関し、1件以上不適合が認められる車両をいう。

3 「無許可車両」とは、無許可貯蔵又は無許可変更している車両をいう。

4 「認識状況不良車両」とは、運転者の事故等発生時の応急措置等に関する認識状況が不良と認められる車両をいう。

5 移動タンク貯蔵所の実施車両数、不適合車両数及び無許可車両数欄の「うち他行政庁」の欄は、それぞれの車両数のうち、立入検査において基準不適合を指摘した行政庁以外の行政庁によって許可された車両数である。

6 ※の「実施消防機関数」の合計は、延べ数ではなく実数である。

2 最近5年間の立入検査実施車両数及び基準不適合車両数の推移

年度	移動タンク貯蔵所			危険物運搬車両			合計		
	実施車両数	不適合等車両数	不適合率(%)	実施車両数	不適合車両数	不適合率(%)	実施車両数	不適合等車両数	不適合率(%)
平成18年度	24,167	4,752	19.66	975	149	15.28	25,142	4,901	19.49
平成19年度	24,083	4,528	18.80	869	127	14.61	24,952	4,655	18.66
平成20年度	24,593	4,745	19.29	1,056	123	11.65	25,649	4,868	18.98
平成21年度	24,215	4,429	18.29	812	111	13.67	25,027	4,540	18.14
平成22年度	23,574	4,076	17.29	747	95	12.72	24,321	4,171	17.15

備考 「不適合等車両数」には、無許可車両数を含む。

3 基準不適合車両の項目別内訳

項 目		不適合車両数		増減数		
		22年度	21年度			
貯蔵、取扱の 基準不適合 (法10条3項)	許可品目以外の貯蔵 (令24条第1号)	19	25	-6		
	貯蔵、取扱いの不備による流出等 (令24条第1項第8号、令26条第1項第7号)	28	80	-52		
	マンホールのふた不適合	6	11	-5		
	完成検査済証等備付け義務違反 (令26条第1項第9号)	712	716	-4		
	その他の貯蔵、取扱の基準違反(令24条～27条(上記の各項目を除く。))	237	244	-7		
	小 計	996	1,065	-69		
	移動 タ ク ン 貯 蔵 所	常置場所に係る基準不適合 (令15条第1項第1号)	117	107	10	
		タンク本体に係る基準不適合 (令15条第1項第2号、3号、7号、8号)	塗料の剥離発錆	277	256	21
			変形、破損	13	17	-4
			流出有	0	0	0
その他		49	63	-14		
附属装置に係る基準不適合 (令15条第1項第4号(防波板を除く。)、5号、6号)		変形、破損	42	48	-6	
		機能不良	79	81	-2	
		その他	65	64	1	
配管、弁等に係る基準不適合 (令15条第1項第9～12号)		変形、破損	42	37	5	
		流出有	3	1	2	
	機能不良	154	146	8		
その他	113	108	5			
電気設備、接地導線の不良等 (令15条第1項第13号、14号)	670	653	17			
表示、標識の未掲示等 (令15条第1項第17号)	未掲示、不足	55	81	-26		
	そ の 他	557	482	75		
消火器の未設置等 (令20条)	未設置、不足	89	90	-1		
	そ の 他	590	589	1		
その他の設備等の基準不適合 (令15条第1項 (上記各号を除く。))	503	516	-13			
積載式移動タンク貯蔵所の特例基準不適合 (令15条第2項)	8	1	7			
IMDGコード不適合	0	0	0			
給油タンク車の特例基準不適合 (令15条第3項)	1	0	1			
アルミニウム等の移動タンク貯蔵所の特例基準不適合 (令15条第4項)	0	0	0			
小 計	3,424	3,339	85			
移送の基準 不適合 (法16条の2)	危険物取扱者無乗車 (法16条の2第1項)	22	13	9		
	運転要員不足 (令30条の2第2号)	1	2	-1		
	危険物取扱者免状不携帯 (法16条の2第3項)	39	41	-2		
	その他の移送基準に係る不適合 (令30条の2第1号及び3～5号)	16	13	3		
小 計	78	69	9			
定期点検に係る義務違反 (法14条の3の2)	1,254	1,494	-240			
漏れの点検未実施	528	639	-111			
危険物取扱者の保安講習義務違反 (法13条の23)	614	636	-22			
合 計	6,366	6,603	-237			
危険物 運搬 車 両	運搬容器の技術上の基準不適合 (令28条)	1	1	0		
	積載方法基準不適合 (令29条)	収納、表示不適合 (令29条第1号、2号)	10	6	4	
		漏れ有	0	0	0	
		積載不適合 (令29条第3号、4号、7号)	26	27	-1	
		被覆不適合 (令29条第5号)	0	3	-3	
		混載不適合 (令29条第6号)	0	0	0	
	小 計	36	36	0		
	運搬方法基準不適合 (令30条)	標 識	7	17	-10	
		(令30条第1項第2号)	13	9	4	
		消 火 器	22	30	-8	
(令30条第1項第4号)		28	36	-8		
そ の 他	19	10	9			
小 計	89	102	-13			
その他	運転者の事故等発生時の応急措置等に関する認識状況不良	2	13	-11		
合 計	128	152	-24			

備考 網掛け部分は、違反の多い項目である。

4 イエローカードの携行状況

(1) 移動タンク貯蔵所 携行率 96.7% (263台/272台)

(2) 危険物運搬車両 携行率 83.3% (35台/42台)

備考 調査対象は危険物の移送、運搬中の車両であって、ガソリン、灯油、軽油、重油、廃油及び動植物油類に係るものを除く。

危険物の移送等における保安確保のための留意事項

移動タンク貯蔵所による危険物の移送及び危険物の運搬における事故の発生を防止するとともに、事故が発生した場合においても被害の拡大を防止するために、今回の立入検査の結果を踏まえ、下記に掲げる事項を重点項目として、保安確保の徹底を図るものとする。

記

[重点項目]

1 移動タンク貯蔵所の設備及び維持管理に関する事項

- (1) 定期点検（特に5年以内の期間ごとの漏れの点検）の実施と、その結果及び完成検査済証の車両への備付けの徹底
- (2) 必要な消火設備（消火器は2個以上）の設置と維持管理の徹底
- (3) 電気設備又は接地導線の維持管理の徹底（断線等の有無の確認）
- (4) 危険物の類、品名及び最大数量を表示する設備並びに標識の設置の徹底

2 貯蔵、取扱い、移送及び運搬に関する事項

- (1) 閉鎖不良が重大な事故につながるおそれのあるマンホールのふた及び底弁の閉鎖の徹底
- (2) 危険物取扱者免状の携帯及び危険物取扱者の保安講習受講の徹底
- (3) 必要なイエローカード又は容器イエローカードの携行の徹底

消防危第 296 号
平成 22 年 12 月 24 日

(社)全日本トラック協会会長 }
日本貨物運送協同組合連合会会長 } 殿
日本危険物物流団体連絡会会長 }

消防庁危険物保安室長
(公 印 省 略)

移動タンク貯蔵所等に対する立入検査結果について

平素から、危険物施設等における事故防止に御尽力いただくとともに、消防行政に御協力いただき感謝申し上げます。

さて、平成 22 年 10 月 1 日から同年 10 月 31 日までの期間を中心に全国の消防機関が一部警察機関の協力の下に実施した移動タンク貯蔵所等の立入検査の実施結果について、今般、消防庁において別添のとおりとりまとめました。

これによりますと、移動タンク貯蔵所等における基準不適合等車両の割合は 17.15% (前年 18.14%) であり、昨年と比較し 0.99 ポイント減少したものの、依然高い水準にあります。

なかでも、移動タンク貯蔵所における立入検査の重点項目として挙げている定期点検に係る義務違反は 1,254 件 (前年 1,494 件) であり、昨年と比較し 240 件減少したものの、他の項目に比べて非常に多く、憂慮される状況です。

貴団体におかれましても、違反項目の状況等を勘案し貴団体の会員に対して、別記「危険物の移送等における保安確保のための留意事項」について周知するとともに、移送中における危険物の保安の確保について周知徹底してくださるようお願いいたします。

連絡先	消防庁危険物保安室 危険物指導調査係
担 当	玉越、芳賀沼
電 話	03-5253-7524 (直通)
F A X	03-5253-7534

(別添及び別記は同様のため省略)